

○赤磐市土木建築事業にかかる調査・測量・試験及び設計事務等委託要領

平成17年3月7日

告示第95号

(目的)

第1条 この告示は、土木建築事業にかかる調査・測量・試験及び設計等（以下「**テスト・設計業務**」という。）を委託することに関し、その**手続方法等**を定めることにより、適正かつ計画的な業務の遂行を図ることを目的とする。

(適用)

第2条 この告示の対象となる業務の種別及び受託者の範囲は、別表のとおりとする。

(**テスト・設計業務委託計画書**)

第3条 **テスト・設計業務**を業者又は団体等に対し委託して行う場合は、あらかじめ**テスト・設計業務委託計画書**を作成するものとする。

2 前項の**テスト・設計業務委託計画書**を変更する必要があるときは、直ちに変更の手続をとらなければならない。

(委託の手続)

第4条 **テスト・設計業務**を委託するときは、入札を原則とする。ただし、随意契約による場合、委託者は次の事務手続を行い委託契約を締結するものとする。

- (1) 業務の内容及び仕様を決定すること。
- (2) 赤磐市指名業者選定要綱（平成17年赤磐市訓令第41号）に基づき、受託予定者を決定すること。
- (3) 受託予定者へ業務の内容仕様を指示すること。
- (4) 予定価格を決定すること。
- (5) 受託予定者から見積書を徴すること。
- (6) 見積内容を検討し、受託者を決定すること。
- (7) 委託契約を締結すること。

(監督及び指示)

第5条 委託者は、委託した**テスト・設計業務**の箇所毎に監督員を指定し、作業現場に立会いさせ、業務の監督及び業務施行上に必要な指示を行わせるものとする。

(成果品の受領)

第6条 委託者は、納入された成果品を検収の上受領するものとする。

(代金の請求)

第7条 委託料は、前条の成果品を受領した後、受託者をして委託料請求書を提出させ支払うものとする。

(その他)

第8条 測試・設計業務の執行については、この告示に定めるもののほか、赤磐市建設工事執行規則（平成17年赤磐市規則第204号）を準用する。

附 則

この告示は、平成17年3月7日から施行する。

附 則（平成19年11月19日告示第99号）

この告示は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平成20年3月27日告示第32号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月23日告示第24号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年5月7日告示第59号）

この告示は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成21年7月10日告示第76号）

この告示は、平成21年7月10日から施行する。

附 則（平成22年3月29日告示第26号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月17日告示第11号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月21日告示第18号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月26日告示第44号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年11月11日告示第103号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成26年3月18日告示第25号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月22日告示第20号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月29日告示第43号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月19日告示第21号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日告示第35号）  
この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

業務の種類	受託者の資格範囲
<p>I 工事施工に伴うもの</p> <p>(A) 測量 地上現形測量・区画整理確定測量 河川測量・路線測量 航空写真測量・深淺測量</p> <p>(B) 調査・試験 地質調査・土質試験・材料試験等</p> <p>(C) 土木設計 設計・監理・監督</p> <p>(D) 建築設計等 設計・監理・監督</p>	<p>測量法（昭和24年法律第188号。以下「法」という。）第55条の規定により測量業者としての登録を受けた者</p> <p>委託者が受託能力を有すると認めた者</p> <p>建設コンサルタント登録規程第3条の規定により登録を受けた者</p> <p>建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定により建築士事務所としての登録を受けた者</p>
<p>II 用地買収に伴うもの</p> <p>(A) 測量 潰地測量</p>	<p>法第55条の規定により測量業者としての登録を受けた者又は土地家屋調査士法第6条の規定により土地家屋調査士として登録を受けた者</p>
<p>III 計画樹立に伴うもの</p> <p>(A) 測量 地上現形測量・区画整理確定測量 河川測量・路線測量 航空写真測量・深淺測量</p> <p>(B) 調査・試験 現況調査等</p> <p>(C) 計画 基本計画・実施計画・その他諸計画</p>	<p>法第55条の規定により測量業者としての登録を受けた者</p> <p>法第55条の規定により測量業者としての登録を受けた者</p> <p>委託者が受託能力を有すると認めた者</p>
<p>IV その他</p>	<p>委託者が受託能力を有すると認めた者</p>